

改正

平成25年7月31日規則第1号

平成28年4月1日規則第3号

住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、住田町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例（平成19年住田町条例第14号。以下「条例」という。）の規定に基づき、住田町地域情報通信基盤施設の管理その他必要な事項について定めるものとする。

(加入申込み)

第2条 条例第9条の規定により加入しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設加入等申請書（様式第1号。以下「加入等申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設加入等承認（不承認）通知書（様式第2号。以下「加入等承認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(加入負担金の納付等)

第3条 加入負担金の納付は、納付書によるものとする。ただし、納付書による納付が困難と認められる加入者については、その他の方法により納付することができるものとする。

2 加入負担金の納期限は、加入等承認通知書による通知日から30日以内とする。

3 条例第11条第1項及び第2項に定める引込工事の距離が100メートル以上300メートル未満の場合の加入負担金の額は、100メートルを超過した光ファイバケーブル1メートルあたり500円とし、同項に定める加入負担金63,000円に加算するものとする。

4 引込工事の距離が300メートル以上の場合の加入負担金の額は、当該引込工事費用相当額を、加入負担金63,000円に加算するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、町長は、特別な理由があると認めたときは、加入負担金の全部又は一部を免除することができる。

(利害関係人からの同意)

第4条 加入者は、放送施設の設置に関し、地主、家主その他利害関係人があるときは、住田町地域情報基盤施設加入同意書（様式第3号）により同意を得なければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用料の納付は、町長が定める方法によるものとする。

(使用料徴収事務の委託)

第6条 使用料の徴収事務は、町長が適当と認める者に委託して行うことができる。

(使用料の前納)

第7条 条例第13条の規定により、使用料の前納を希望する者又は使用料の前納の取消しをする者は、加入等申請書を町長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 使用料の減免を受けている者が、減免事由に変更を生じた場合は、住田町地域情報通信基盤施設使用料減免事由変更届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

4 条例第14条に規定する使用料の減額する額は、月額1,000円とする。

(加入者の変更)

第9条 条例第9条の規定により加入者の地位を継承した者は、速やかに加入等申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受領したときは、加入等承認通知書により当該加入者の地位を継承した者に通知するものとする。

(加入の解除、使用の休止又は再開)

第10条 条例第15条の規定により使用の休止又は加入の解除をしようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用休止・加入解除届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により加入の解除をしようとする者で、加入負担金、使用料等の未納金があるときは、解除届と同時に未納金を納付しなければならない。

3 条例第15条の規定により使用の再開をしようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設使用再開届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(使用の停止又は加入の取消し)

第11条 条例第16条の規定により、町長が加入者に対し、使用の停止又は加入の取消しをしたときは、住田町地域情報通信基盤施設使用停止・加入取消通知書(様式第9号)を加入者に通知する

ものとする。

(放送の依頼)

第12条 条例第19条の規定により放送を依頼しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設放送依頼書(様式第10号)を原則放送しようとする日の2週間前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設放送承認(不承認)決定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(広告等の放送)

第13条 条例第20条に規定する広告等の放送は、自主放送チャンネルで放送できるものとする。

2 前項の放送の種類は、動画、静止画及び音声による広告又は宣伝に係る放送とする。

(広告等放送料の納付等)

第14条 広告等放送料の納付は、納付書によるものとする。ただし、納付書による納付が困難と認められる者については、その他の方法により納付することができるものとする。

2 広告等放送料の納期限は、放送月の末日とする。

(広告等放送料の減免)

第15条 条例第21条の規定により広告等放送料の減免を受けようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設広告等放送料減免承認(不承認)決定通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

(設備の移動等)

第16条 条例第25条の規定により映像用光回線終端装置等を移動又は移転しようとする者は、住田町地域情報通信基盤施設端末設備移動・移転届(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(占用料)

第17条 条例第28条の規定により営利を伴う事業を提供しようとする事業者は、住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占用申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、住田町地域情報通信基盤施設光ファイバケーブル占用承認(不承認)決定通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第4条、第7条、第8条、第9条、第12条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月31日規則第1号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。